

平成30年度北海道一般会計補正予算（第3号）

平成30年度北海道一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,474,918千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,823,854,488千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		11,405,107	25,213	11,430,320
	1 分担金	2,127,649	4,878	2,132,527
	2 負担金	9,277,458	20,335	9,297,793
9 国庫支出金		331,812,771	33,261,974	365,074,745
	1 国庫負担金	99,780,547	1,918,878	101,699,425
	2 国庫補助金	227,309,663	31,343,096	258,652,759
11 寄附金		86,906	100,000	186,906
	1 寄附金	86,906	100,000	186,906
12 繰入金		26,137,791	1,623,363	27,761,154
	2 基金繰入金	22,530,898	1,623,363	24,154,261
13 諸収入		185,647,541	294,100	185,941,641
	6 雑入	6,071,393	294,100	6,365,493

款	項	補正前の額	補正額	計
14 道 債		669,204,000	11,072,200	680,276,200
	1 道 債	669,204,000	11,072,200	680,276,200
15 繰越金		1,632,948	2,098,068	3,731,016
	1 繰越金	1,632,948	2,098,068	3,731,016
歳入合計		2,775,379,570	48,474,918	2,823,854,488

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		276,013,366	4,850	276,018,216
	4 防 災 費	3,737,075	4,850	3,741,925
3 総 合 政 策 費		55,593,805	215,000	55,808,805
	6 地 域 創 生 費	6,371,792	100,000	6,471,792
	9 航 空 費	4,419,835	115,000	4,534,835
4 環 境 生 活 費		11,149,021	69,573	11,218,594
	3 環 境 政 策 費	2,652,406	58,573	2,710,979
	10 文 化 振 興 費	827,925	11,000	838,925
5 保 健 福 祉 費		396,747,226	3,729,222	400,476,448
	4 地 域 保 健 費	10,821,341	7,745	10,829,086
	7 地 域 福 祉 費	34,858,424	105,000	34,963,424
	8 施 設 運 営 指 導 費	3,643,199	216,000	3,859,199
	12 災 害 救 助 費	157,658	3,400,477	3,558,135

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経 済 費		133,208,106	998,476	134,206,582
	4 観 光 費	1,174,582	350,000	1,524,582
	5 中 小 企 業 費	102,072,514	98,476	102,170,990
	8 環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 費	4,152,097	550,000	4,702,097
7 農 政 費		136,004,492	433,180	136,437,672
	1 農 政 管 理 費	9,486,689	174,970	9,661,659
	4 畜 産 振 興 費	16,581,672	255,162	16,836,834
	5 技 術 普 及 費	2,358,488	3,048	2,361,536
8 水 産 林 務 費		57,960,282	1,301,009	59,261,291
	1 水 産 林 務 管 理 費	7,094,939	164,572	7,259,511
	3 水 産 振 興 費	152,527	793	153,320
	4 漁 港 漁 村 費	21,799,823	50,000	21,849,823
	6 林 業 木 材 費	2,931,708	1,193	2,932,901
	9 治 山 費	9,422,939	965,000	10,387,939

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 森林活用費	265,516	1,168	266,684
	11 道有林費	2,305,571	118,283	2,423,854
9 建設費		230,947,095	856,577	231,803,672
	1 建設管理費	48,322,500	507,400	48,829,900
	5 砂防海岸費	18,874,980	182,136	19,057,116
	11 営繕費	3,979,558	167,041	4,146,599
10 警察費		129,368,855	17,596	129,386,451
	2 警察活動費	3,439,623	17,596	3,457,219
11 教育費		403,426,727	328,024	403,754,751
	4 高等学校費	96,029,145	289,765	96,318,910
	5 特別支援学校費	52,084,926	21,319	52,106,245
	6 学校教育費	1,529,701	16,940	1,546,641
12 災害復旧費		23,745,180	40,521,411	64,266,591
	1 農地開発施設 災害復旧費	2,139,813	3,789,228	5,929,041

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 水産林業施設 災害復旧費	2,422,871	11,333,604	13,756,475
	3 土木施設災害復旧費	19,182,496	25,398,579	44,581,075
歳	出	合	計	
		2,775,379,570	48,474,918	2,823,854,488

第 2 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成30年度応急仮設住宅の賃借に関する債務負担行為	—	—	平成30年度から平成32年度まで	1,122,000

第 2 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成30年度応急仮設住宅の賃借に関する債務負担行為	—	—	平成30年度から平成32年度まで	1,122,000

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	2,291,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,348,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時治山施設 整備特別対策 事業費	2,218,000	同 上	10%以内	同 上	3,183,000	同 上	10%以内	同 上
森 林 整 備 費	2,993,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,095,200	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等営繕費	3,241,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,346,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
高 等 学 校 施 設 整 備 費	3,744,000	同 上	10%以内	同 上	3,833,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校 施設整備費	2,661,000	同 上	10%以内	同 上	2,667,000	同 上	10%以内	同 上
耕 地 災 害 復 旧 費	9,000	同 上	10%以内	同 上	90,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
漁 港 災 害 復 旧 費	232,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	539,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林 道 災 害 復 旧 費	4,000	同 上	10%以内	同 上	10,000	同 上	10%以内	同 上
治 山 災 害 復 旧 費	369,000	同 上	10%以内	同 上	2,822,000	同 上	10%以内	同 上
土 木 災 害 復 旧 費	8,263,000	同 上	10%以内	同 上	15,164,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	669,204,000				680,276,200			

平成30年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,192,802千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		89,000	8,800	97,800
	1 国庫補助金	89,000	8,800	97,800
6 道 債		473,200	2,200	475,400
	1 道 債	473,200	2,200	475,400
歳 入 合 計		1,181,802	11,000	1,192,802

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		638,823	11,000	649,823
	1 公共下水道事業費	638,823	11,000	649,823
歳 出 合 計		1,181,802	11,000	1,192,802

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	342,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	344,200	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	473,200				475,400			